

令和7年度 文部科学省日本語教育大会
令和7年12月4日（木）

認定日本語教育機関等について



総合教育政策局日本語教育課



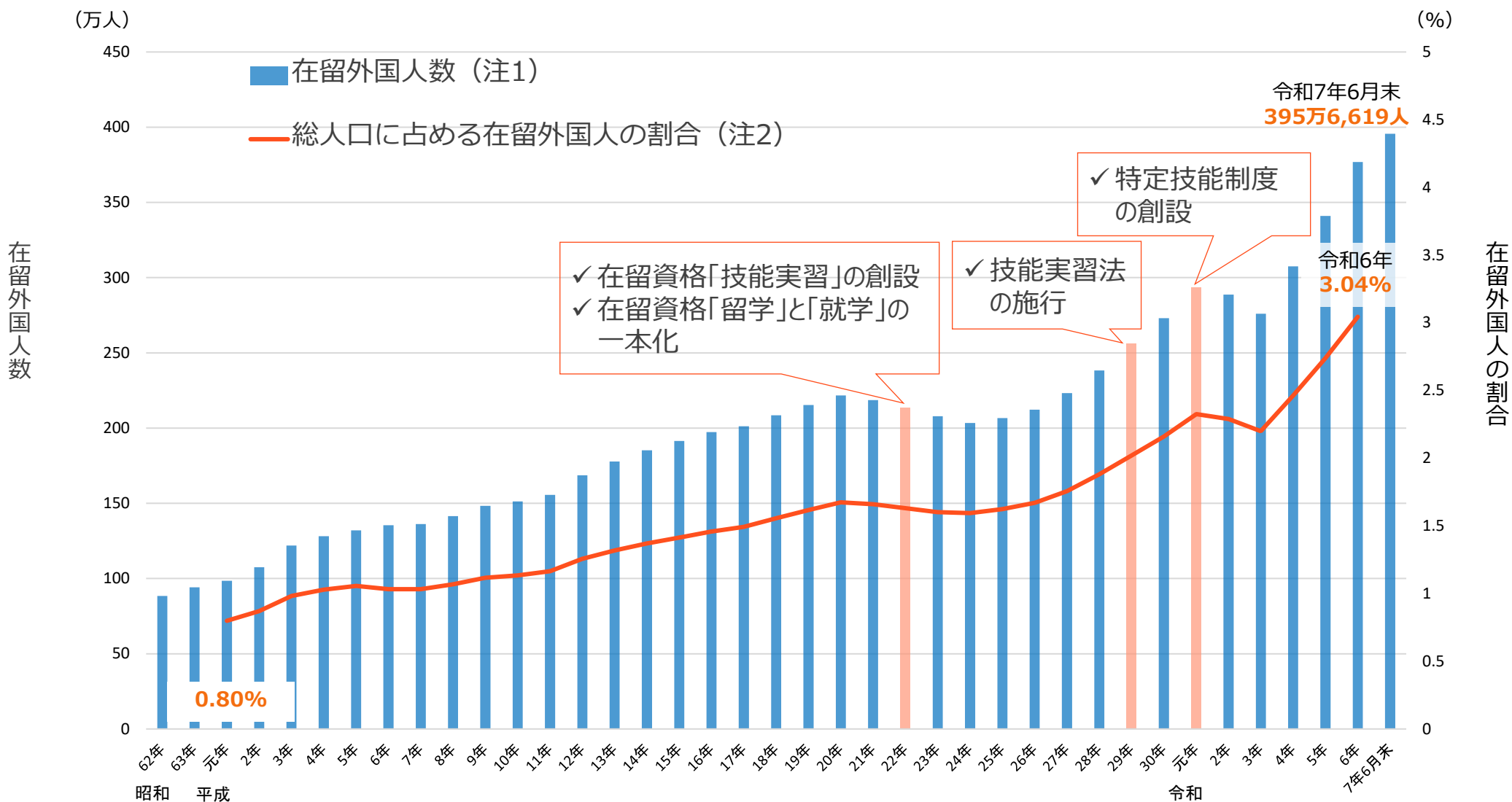
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

在留外国人数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

日本語教育の推進に関する法律 概要

目的（第一条関係）

- (背景) 日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- ・国の責務：
基本理念にのっとり、**日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施**する
- ・地方公共団体の責務：
基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施**する
- ・事業主の責務：
基本理念にのっとり、**国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援**に努める
- ・連携の強化 ・法制上、財政上の措置等 ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し**、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民等**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勧案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、令和2年6月23日に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定（閣議決定）。令和7年9月5日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育

(日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

(日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等)

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等

5 日本語能力の評価

試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

これまでの日本語教育に係る課題



教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分



情報発信

- ✓ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準について正確・必要な情報を得ることが困難



地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月施行）



趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

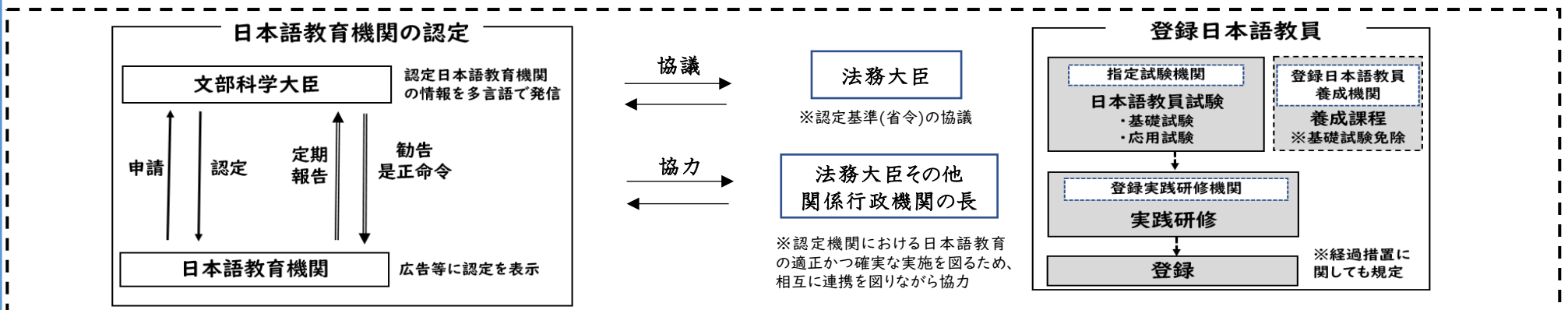
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



認定日本語教育機関制度の創設

法務省告示機関【これまで】

目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示
認定等の主体	法務大臣
分野	「留学」のみ
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって 適当と認められるもの
教員資格	<ul style="list-style-type: none">大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者日本語教育能力検定試験に合格した者 等
評価	自己評価のみ（義務）

認定日本語教育機関【これから】

日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育

文部科学大臣

「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設

- 留学はB2以上目標、就労・生活はB1以上目標の課程を1つ以上置くこと
 - 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な授業科目を体系的に開設すること
 - 「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等
- ※「就労」と「生活」は3/4を上限にオンライン授業を実施可能

「登録日本語教員」を国家資格化

- 日本語教員試験（基礎試験・応用試験）の合格
 - 登録実践研修機関が実施する実践研修の修了
- ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除

- 自己評価（義務）・第三者評価（努力義務）
- 審議会による実地視察



令和6年度文部科学省日本語教育大会
テーマ：「登録日本語教員制度とその活用」

令和7年度文部科学省日本語教育大会
テーマ：「認定日本語教育機関の役割」

認定日本語教育機関について



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)が令和6年4月1日に施行されました。

この法律に基づき、文部科学大臣は、一定の基準を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定します。



教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定します。



認定は「留学」・「就労」・「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われます。認定日本語教育機関は、学習者の日本語能力を、その各目的に必要なレベル以上に引き上げるための教育を提供します。



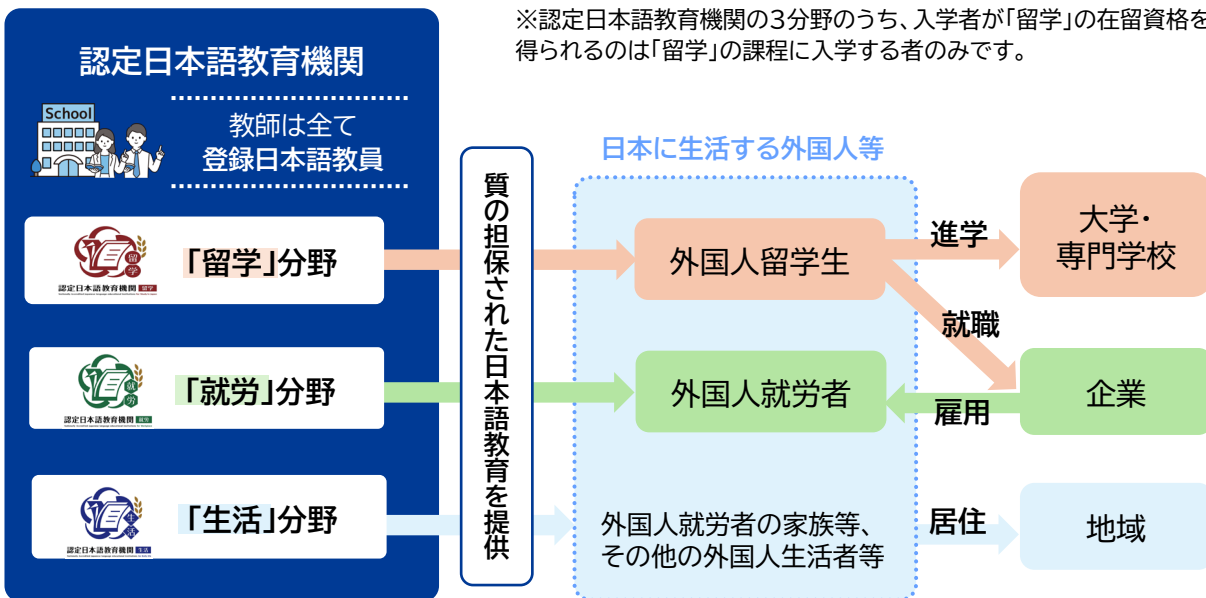
また、認定日本語教育機関においては、新たに創設された日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の資格を持つ者だけが日本語の指導を行います。



登録日本語教員の資格は、「日本語教員試験」に合格し、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した、日本語教育を行うために必要な能力を持つ者に与えられます。

認定日本語教育機関のイメージ

※認定日本語教育機関の3分野のうち、入学者が「留学」の在留資格を得られるのは「留学」の課程に入学者のみです。



「日本語教育の参照枠」を参照した教育の提供

認定日本語教育機関では、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動(「聞く」「読む」「話す(やり取り、発表)」「書く」)や、言語活動別の熟達度に関する評価等を盛り込み、分野ごとに特色ある教育課程を編成し教育を行っています。

日本語教育機関認定法ポータルについて

「日本語教育機関認定法ポータル」は、日本語学習者をはじめとする日本語教育関係者に向けて、多言語での認定日本語教育機関の情報発信等を行うウェブサイトです。

日本語を学びたい外国人の方をはじめ、認定日本語教育機関や登録日本語教員の日本語教育サービスに関心のある方はぜひ「日本語教育機関認定法ポータル」をご覧ください。

「日本語教育機関認定法ポータル」はこちらから



「日本語教育の参照枠」(文化審議会報告 令和3年10月)

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ人が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。



【参考】 ・国内に在留する外国人 約377万人(令和6年末)
・国内で就労する外国人 約230万人(令和6年10月)
・海外の日本語学習者 約400万人(令和6年)

2. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)と活用状況

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40以上の言語に翻訳。
- ・言語資格を承認する際の根拠としても活用可能であり、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立てられている。
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受入れのための言語教育や言語能力判定試験の基準に用いられている。
- ・欧米だけでなく、アジアにおいてもCEFRのレベルなどを活用した各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒ 「日本語教育の参照枠」取りまとめ

「日本語教育の参照枠」はCEFRを参考にしているため、国際通用性が高く、言語や機関間の共通の指標で日本語能力を示すことができる。

3. 「日本語教育の参照枠」の概要

(1) 理念

①日本語学習者を社会的存在として捉える

・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

②言語を使って「できること」に注目する

・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

③多様な日本語使用を尊重する

・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

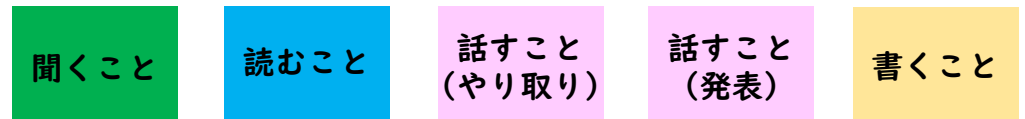
共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

(2) 主な構成(全体的な尺度・五つの言語活動・Can do)

●全体的な尺度 CEFRを参考に、日本語能力を六つのレベルで提示。

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2

●五つの言語活動 従来の言語技能を「言語活動」と位置付け、四技能(聞く、読む、話す、書く)のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、提示。



●言語能力記述文 言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文(Can do)を用い、学習対象となる内容を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。学習目標等に活用できる。

【話すこと(やり取り):A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと(やり取り):B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

日本語教育機関認定法の施行状況について

◆ 認定日本語教育機関の認定結果

令和6年度	認定	41機関	(申請機関数	120機関)
令和7年度(第1回)	認定	23機関	(申請機関数	74機関)

◆ 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果

登録実践研修機関

令和6年度	登録	54機関	(申請機関数	64機関)
令和7年度(第1回)	登録	20機関	(申請機関数	24機関)

登録日本語教員養成機関

令和6年度	登録	64機関	(申請機関数	77機関)
令和7年度(第1回)	登録	22機関	(申請機関数	29機関)

◆ 日本語教員試験の結果(令和6年度)

受験者数	17,655名
合格者数	11,051名
合格率	62.6%

◆ 登録日本語教員の登録状況(令和7年10月17日時点)

登録者数	10,186名
------	---------

外国人等に対する日本語教育の推進

令和8年度要求・要望額 2,246百万円
(前年度予算額 1,598百万円)



現状・課題

我が国の在留外国人は令和6年末で約377万人。過去30年で約2.78倍に増加し、日本語学習者も令和5年で約26万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1 確保 展開・学習機会の全国	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 652百万円(550百万円) 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 令和8年度には62自治体(全体の9割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化 141百万円(147百万円) 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツを追加開発。	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 18百万円(18百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセスが困難な外国人への日本語教育等)	条約難民等に対する日本語教育 236百万円(236百万円) 条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。
	2 向上等	①「日本語教育の参照枠」等に基づく教育カリキュラム編成・質向上支援事業(新規) 353百万円(新規) アドバイザーの派遣等を通じた課題改善支援、日本語教育機関と関係者が連携した質向上に向けた支援を行うことにより、教育カリキュラムの質向上プロセス・モデル等を確立・普及する。 ・「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育カリキュラムの構築 ・目的・出口志向の教育カリキュラムの構築 等	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 337百万円(229百万円) 日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。 ・日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発の企画・検証 ・地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の開発・展開	③省庁連携日本語教育基盤整備事業等 8百万円(9百万円) 日本語教育を推進するため、以下を実施。 ・日本語教育推進関係者会議の開催 ・日本語教育大会の開催 ・日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)の運用保守
				⑤日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充) 483百万円(392百万円) 日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。 ・日本語教育機関の審査等 ・日本語教員試験の実施、改善 ・日本語教員試験の免除を受けるための講習の実施 ・日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用保守

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

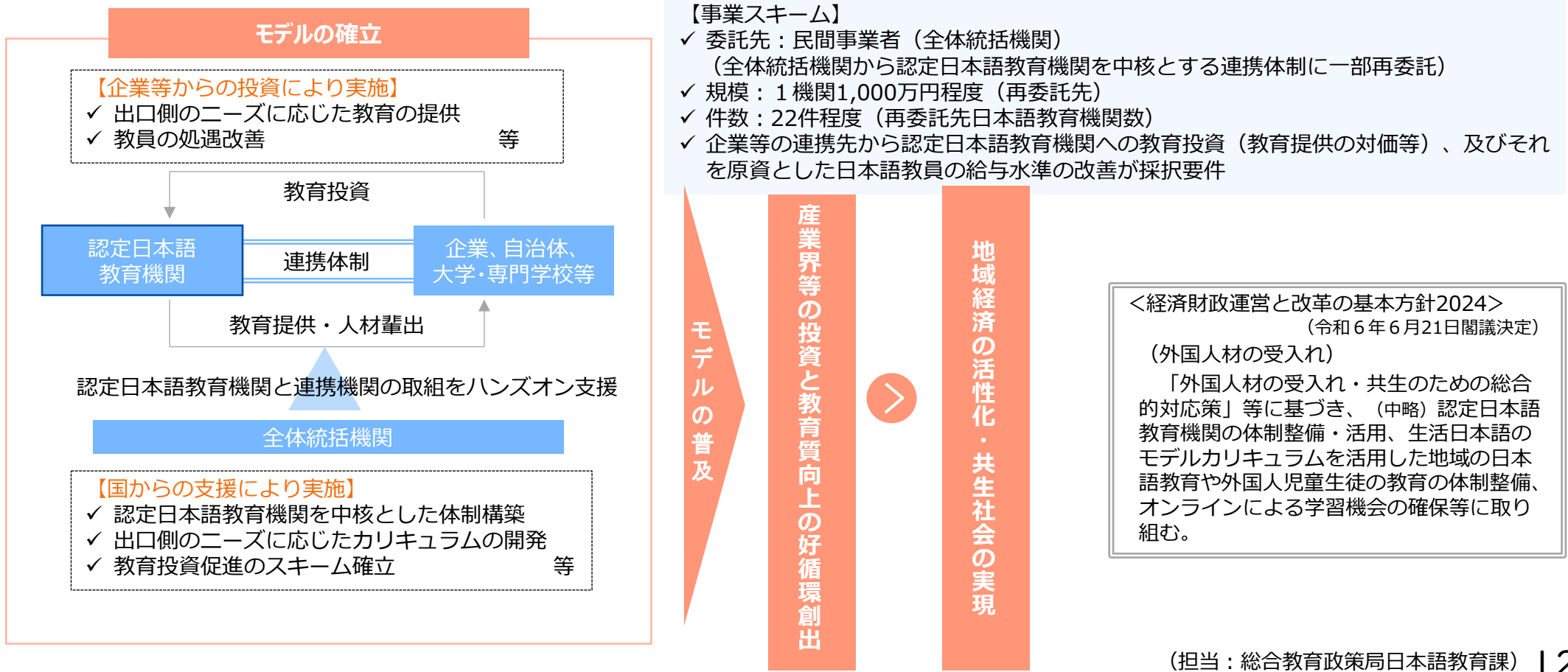
背景・課題

- 我が国の在留外国人は急増。（H25：207万人→R5：341万人※）育成就労制度の創設等、今後も外国人労働者等の増加が見込まれる。
- 経済成長・共生社会の実現のため日本語教育の重要性が高まる中、教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上が課題。
- 外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上に繋げる好循環の創出が必要。

※出典：出入国在留管理庁

事業概要

- 全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
- 国は連携体制の構築を支援し、確立した自走可能なモデルを普及。これにより産業界等からの教育投資と日本語教育の質向上の好循環を創出。



日本語教育基本方針（改訂後／令和7年9月5日閣議決定）【抜粋】

日本語教育の水準の維持向上（第2章3（1））

日本語教育機関認定法により、令和6年度から、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する、日本語教育機関認定制度が創設された。日本語教育機関認定制度を着実に実施するとともに、**認定日本語教育機関における日本語教育の質を向上させるために必要な施策**や、関係省庁が連携した**認定日本語教育機関の活用を促進する措置**を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 育成就労制度において受入れ機関に対し育成就労外国人に認定日本語教育機関等における講習機会を提供することを義務づける等、**認定日本語教育機関が実施する日本語教育課程を、国の各種制度等に位置付けることにより、認定日本語教育機関の活用を促す。**
- ・ 国が運用する「**日本語教育機関認定法ポータル**」による日本語教育関係者に向けた認定日本語教育機関等についての情報発信や、関係省庁が連携した関係者への周知により、認定日本語教育機関等の活用を促す。
- ・ 認定日本語教育機関が企業や地方公共団体、大学・専門学校等と連携し、**教育投資を得ながら質の高い日本語教育を提供するモデルの構築・普及等**により、認定日本語教育機関の教育の質の更なる向上を図る。

「日本語教育の参照枠」（第2章4）

国内外において、また、ライフコースの全体を通じて、外国人等が自身の日本語の習得段階に応じた適切な日本語教育を受けられるようにするため、（中略）、**「日本語教育の参照枠」等を普及させるための措置**を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 国内外における日本語教育が円滑に行われるよう、**在留資格制度をはじめとする国の各種制度における日本語能力要件等について、「日本語教育の参照枠」に基づいたものとし**、制度及び教育環境の整備を行う。
- ・ 日本語教育機関認定制度において、**「日本語教育の参照枠」を参照して教育課程を編成及び実施する機関を認定日本語教育機関として認定**し、「日本語教育の参照枠」に関する基本的な理解を含めた、日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有する者を登録日本語教員として登録する。

「認定日本語教育機関の役割」について

- 在留外国人が増加し、日本語学習ニーズはますます増加。また、外国人就労者の増加など、ニーズの多様化も進む。
- 学習者にとって、様々な場面・段階での日本語学習が適切につながるよう、「日本語教育の参照枠」を参照しつつ、各機関の目標や学習者の目的を踏まえ、多様な教育を認定日本語教育機関が実施することが望まれる。
- また、社会情勢の変化や諸制度の改正等による日本語教育ニーズの多様化に応じ、例えば「留学」から「就労」への進出など、広い領域で認定日本語教育機関がその役割を果たすことを期待。